

## 西尾市猫よけ器貸出要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市民の住宅の敷地内に侵入する猫によるふん尿等の被害軽減を図るため、猫よけ器（超音波などによって猫を遠ざける効果を有する器具をいう）を試用として貸し出す際に必要な事項を定めることを目的とする。

### (貸出の対象)

第2条 猫よけ器の貸出の対象者は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 西尾市内に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 第5条に定める使用場所に侵入する猫による被害を軽減する目的で猫よけ器を設置すること。
- (3) 猫よけ器の設置、管理、返却を自ら行うことができること。
- (4) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (5) 暴力団員又は暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）と密接な関係を有しないこと。

### (貸出の申込)

第3条 猫よけ器の貸出を受けようとする者は、猫よけ器貸出申込書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

### (貸出期間)

第4条 猫よけ器の貸出は、1世帯につき年1回1台までとし、貸出を受けた日から1月以内に返還するものとする。

### (使用場所)

第5条 猫よけ器の使用場所は、貸出を受ける者（以下「借受者」という。）が現に居住する住宅の敷地内（集合住宅にあっては借受者が専有する部分に限る。）とする。

### (貸出料)

第6条 猫よけ器の貸出は、無料とする。ただし、貸出期間中に必要となる電池等については借受者が用意する。

### (借受者の責務)

第7条 借受者は、次の各号に掲げる事項を履行するものとする。

- (1) 猫よけ器を自宅等に侵入する猫による被害の軽減以外の目的に使用しないこと。
- (2) 猫よけ器が他者の飼養する動物などに悪影響を及ぼさないよう設置場所等

に注意し適切に使用すること。

- (3) 猫よけ器を第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- (4) 猫よけ器を滅失又はき損しないよう使用管理すること。
- (5) 猫よけ器の使用を終了したときは、清掃し、速やかに返却すること。

(返還)

第8条 借受者が前条の責務を誠実に履行していないと認められるときは、貸出期間に関わらず、速やかに猫よけ器を市に返還しなければならない。

(損害賠償)

第9条 猫よけ器を滅失又はき損したときは、借受者が同等の製品を取得して返還するものとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、猫よけ器の返還を免除することができる。

2 猫よけ器の使用により、借受者が被った損害及び借受者が第三者に与えた損害に関しては、借受者がその責任を負うものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、猫よけ器の貸出について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式

## 猫よけ器貸出申込書

年 月 日

(宛先) 西 尾 市 長

申 込 者

住 所

氏 名

電話番号

猫よけ器の貸出について、下記のとおり申込します。

1 貸出期間	年 月 日 より1月(※) ※ 翌月の同じ日で、応答する日がないときは翌月末日
2 数 量	1台
3 設置場所	申込者住所と同じ
4 貸出条件	<p>猫よけ器の貸出を受けるにあたり、以下の事項を遵守します。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 猫よけ器を自宅等に侵入する猫による被害の軽減以外の目的に使用しないこと。</li><li>(2) 猫よけ器が他者の飼養する動物などに悪影響を及ぼさないよう設置場所等に注意し適切に使用すること。</li><li>(3) 猫よけ器を第三者に譲渡又は転貸しないこと。</li><li>(4) 猫よけ器を滅失き損しないよう使用管理すること。</li><li>(5) 猫よけ器の使用を終了したときは、清掃し、速やかに返却すること。</li><li>(6) 猫よけ器の使用管理に係る事故等について、全責任を負うこと。</li><li>(8) 自らの責により猫よけ器を滅失き損したときは、速やかに弁償すること。</li></ol>

(裏面あり)

## 5 誓約書

私は、次のいずれにも該当する者ではありません。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。また、次に該当するかどうかの確認のため、西尾警察署長に照会がなされることに同意します。

- ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- ② 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ③ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

## 6 委任

私は、猫よけ器の貸出を受けるにあたり、次の者を代理人として、手続きの権限を委任します。

代理人

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

### ■市役所記入欄

申込者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代理人 <input type="checkbox"/> 同居親族（氏名： _____ 続柄： _____）		
確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 住基カード <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）		
確認者		猫よけ器番号	